

横須賀市
学校給食費管理システム構築業務

提案依頼書

平成 29 年 4 月

横須賀市教育委員会事務局学校教育部保健体育課

< 目 次 >

1 事業背景と目的.....	1
2 事業概要.....	1
(1) 本事業の対象範囲.....	1
(2) スケジュール.....	2
3. 提案方法.....	2
(1) 基本事項.....	2
(2) 提案書作成における留意事項.....	3
4. 提案項目.....	3
(1) 基本的事項.....	3
(2) 技術提案.....	4
(3) 業務提案.....	5
(4) 個別業務提案.....	5
5. 作業条件.....	6

1 事業背景と目的

現在、横須賀市（以下「本市」という。）の学校給食費の管理については、各学校で収納管理等を行う会計制度（私会計）をとっている。その中で、給食費の未納対策及び徴収事務にかかる学校現場の業務負担の問題など、様々な課題がある。

以上のような課題に対応するため、本市では平成30年4月から市で学校給食費の収納管理等を行う会計制度（公会計）に変更する予定であるが、その公会計化にあわせて学校給食費管理システム（以下「システム」という。）を導入し、市で一括して収納管理等を行う予定である。

2 事業概要

（1）本事業の対象範囲

本事業において実施する対象範囲は次の通りである。

ア 物品の調達

- ① サーバー、ラック、無停電電源装置、ケーブル等を含むネットワーク機器、外部記憶装置等サーバーに関する機器（以下、「中心機器」という。）、中心機器に関わる保守及びソフトウェア・ライセンス等を含む。
*外字使用のためのソフトウェア調達も含む。
- ② 本件とは別調達となる機器（クライアントPC、プリンタ等（以下、「周辺機器」という。）、クライアントPC上で動作するMicrosoft社Office製品及びマルウェア対策ソフト）については、本市と協議の上、機器構成、性能等の仕様を提示すること。
- ③ 中心機器のハードウェア保守については保守パックとして購入費用に含めること。
- ④ 中心機器については、受託者が売り主となり、本市が別途調達するリース事業者と賃貸借契約を行う。周辺機器については、受託者から提示された仕様に基づき、本市が別途調達する。

イ システム設計・開発

- ・プロジェクト管理
- ・要件定義
- ・システム設計
- ・システム開発（開発用環境は受託者が準備すること。）
- ・環境構築（運用環境、検証環境、バックアップ環境等の構築）
- ・周辺機器の設定（本市が別途調達するクライアントPC3台、プリンタ1台の設定作業）

- ・システムテストの実施
- ・データ移行・データセットアップ
- ・職員研修の実施

ウ 運用・保守

- ・定常時運用
- ・障害時運用
- ・問合せ対応（ヘルプデスク）
- ・定期保守
- ・予防保守

(2) スケジュール

本システムの構築スケジュールは以下を予定している。本市職員の負担や繁忙期（概ね12月～3月を想定）を考慮し、本システム構築における最適なスケジュールを提案すること。

開発項目	平成29年度								
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①学校給食費管理システム導入		調達	要件定義	設計・開発			導入テスト		
②口座情報等データセットアップ				移行設計	移行作業				
③他システム連携テスト								環境構築・テスト	
④ハードウェア・ソフトウェア調達・設定				調達	設置・設定				

3. 提案方法

(1) 基本事項

提案者は以下を提出すること。なお、提案書、機能要求一覧はそれぞれ整合した内容とすること。

ア 提案書

学校給食費管理システム構築業務要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）及び本提案依頼書の「4. 提案項目」を全て網羅した内容の提案を記したもの。

提案事項として求められている事項については、全て提案書に記載されること。

提案内容が、要求仕様書「第2 業務要件」、「第3 機能要件」、「第4 非機能要件」、「第5 運用保守要件」、別紙3. 帳票一覧、別紙4. 機能要求一覧の、どの項番に該当しているか、どのように適合しているかを記載すること。

イ 機能要求一覧

別紙4. 機能要求一覧に、提案の適合状況及び提案書の該当ページを記入したもの。

ウ 構成項目明細表

提案内容を構成するハードウェア、ソフトウェア、役務について内訳を記載したもの。

金額については記載しないこと。

(2) 提案書作成における留意事項

提案書が、要求仕様書及び本提案依頼書の「4. 提案項目」を網羅していないなど、明らかな内容の欠落、不備が認められる場合、または、機能要求一覧において「× 非適合」の項目が1箇所以上ある場合は、その事業者を失格とする。

4. 提案項目

本項では、提案書に記載が必要な項目を指定する。なお、評価にあたっては全項目について網羅される必要があるので留意すること。また、要求仕様書に指定する項目を満たした提案内容であること。

(1) 基本的事項

① 個人情報の管理について

本システムは個人情報を含むため、機密性の高い堅牢なシステムを構築すること。

② 導入システムについて

本システムは、Web アプリケーションソフトウェア等を基本としたパッケージシステムでの導入を行うものとし、クライアントパソコンにソフトウェアを極力イン

ストールしないこと。クライアントに必要なソフトウェアがある場合はその理由、製品名、用途等を示すこと。なお、本システムは本市1号館6階事務室に設置する。提案するシステムについて、以下の提案を行うこと。

- (ア) 提案するパッケージを本業務へ適用する基本的な考え方を提案すること。
- (イ) 機器構成の考え方及びシステム全体構成を提案すること。
- (ウ) データ移行の考え方及び移行方法を提案すること。
- (エ) 情報セキュリティ対策の考え方及び実現方法を提案すること。

(2) 技術提案

① プロジェクト推進

- (ア) 本システム導入におけるプロジェクト管理の考え方及び管理方法を提案すること。
- (イ) 工程管理の考え方及び実施スケジュールを提案すること。
- (ウ) 品質管理の考え方及び品質基準等を提案すること。
- (エ) 成果物（設計書・操作手引書等）作成の考え方及び作成方法を提案すること。
- (オ) 要求仕様書「第1 前提条件 3 役割分担」の記載を踏まえ、システム構築体制の考え方及び体制図を提案すること。
- (カ) 操作研修・教育の考え方及び実施方法を提案すること。

② 導入実績

過去5年間（平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間）において、人口15万人以上（受注時点での人口）の規模の地方公共団体で、給食費管理システム構築の契約を元請として締結し完了した実績について、詳細に説明すること。

ただし、守秘義務により、開示できない情報は含まなくて良い。

③ 業務への理解度

学校給食費の入金完了までの一般的な流れと、システム利用者がどのような情報を管理すべきかを業務フロー図等を用いて分かりやすく示すこと。

④ 技術要件充足度

提案するパッケージソフトが本市が求める技術要件に対してどのように適合しているかを記載すること。

(3) 業務提案

① システム管理機能

給食費単価、喫食情報、アレルギー情報、口座振替のための各種設定等、システムの運用のために有している機能について概念図とともに具体的に示すこと。

② バックアップ方法

システム上のデータのバックアップについて、実現方法を記載すること。なお、求められるバックアップ要件、リストア要件については要求仕様書に示す内容が実現されること。

③ セキュリティ対策

利用者認証、アクセス制御、権限管理、ログ取得・保存、暗号化、ソフトウェアの脆弱性対策等、要求仕様書に示す内容のセキュリティ要件をどのように実現するかを提案すること。

④ 運用保守対応

要求仕様書に示す内容の運用保守要件を満たすことのできる人員配置や体制、対応方法を記載すること。

⑤ 全体のユーザーインターフェイス

システム利用者が操作する際に、見やすく、見落としてはいけない情報を見落とさないような工夫を具備する機能等について概念図とともに具体的に記載すること。

⑥ システムのレスポンス

要求仕様書に示す内容の要件を満たし、業務遂行上または操作上支障のない範囲のレスポンス時間を確保するための機能や実現方法について概念図とともに具体的に記載すること。

⑦ 他システムとのデータ連携

要求仕様書に示す内容の要件を満たし、連携処理エラー時にはエラー内容及び結果を表示させること。

(4) 個別業務提案

① 喫食者情報管理

学校給食を食する全ての対象者（児童・生徒、教職員、試食会等）の給食費に関する各種情報について、新規登録・変更・追加・削除ができること。また、各項目について履歴管理を行うことができること。（情報については機能要求一覧参照）

② 食数管理

食数の予定数・実績数を個人ごとに適正に登録できること。

- ③ 調定（請求）管理
調定（請求）管理業務が適正かつ効率的に行えるような提案をすること。
- ④ 収納管理
収納管理業務が適正かつ効率的に行えるような提案をすること。
- ⑤ 債権管理
債権管理業務の効率を向上させられるような提案をすること。
- ⑥ 統計管理
業務上必要になると思われる統計資料等が作成できること。

5. 作業条件

- ア 本業務の遂行に必要な場所、資材、資源等は、全て本調達にて選定された事業者の負担とする。本市が提供する会議室や電気料金等については、本市の負担とする。
- イ サーバ機器類の構築作業は、原則として本市の指定場所で行うこと。但し、情報の外部持ち出しを行わない範囲で、本調達にて選定された事業者の拠点で行い、設定済みの機器を搬入・設置する手法をとってもよい。
- ウ 本市へ構築作業用としてパソコンや USB メモリ等の外部記憶媒体を持ち込む場合には、事前に本市へ持ち込み許可申請を行い、承認されたもののみを認める。その際、パソコンや USB メモリ等のセキュリティ対策については本市と協議の上その指示に従うこと。
- エ 本市での作業可能時間は、原則として平日 9時から 17時までとする。但し、本市の都合により作業ができない場合もある。

以上